

集落営農維持・発展支援事業 (集落営農雇用支援)

第 1 事業の目的

島根県内の集落営農法人は約 270 法人存在するが、組織の設立から年月が経過し、設立の中心となった第 1 世代の高齢化が進み、法人運営が危ぶまれる組織が急増している。

そこで、定年等を契機に地域の農業維持に取り組む者の参画を目指して、集落営農法人が新たに農業に従事する者を雇用して行う O J T 研修を支援し、集落営農法人を中心とした地域に貢献する農業者を育成することを目的とする。

第 2 事業の内容

就農意欲のある者の集落営農法人への就農を促進するため、集落営農法人が新規就農者に対して実施する基礎的な技術・経営ノウハウを習得するための実践研修 (O J T 研修) 経費を助成する。

第 3 事業実施主体

交付要綱別表 3 (4) のとおりとする。

第 4 助成対象となる要件等

1 この事業の実施主体 (以下「事業実施主体」という。) は、次の要件を全て満たす集落営農法人とし、予算の範囲内で助成する。

(1) 集落営農法人の要件

- ア 県推進 6 品目等の経営多角化に取り組む集落営農法人であること。
- イ 農業生産による農畜産物 (当該法人が生産した農畜産物を原料とした加工品を含む) の販売収入があること。
- ウ 農畜産物の生産、加工、販売に従事する者を新たに雇用し、作物の栽培管理や家畜の飼養管理技術、経営ノウハウ、農産加工技術、販路開拓手法、販売接客能力などの法人経営に必要な能力を身につけさせるための研修を行うことができること。
- エ 研修生は概ね年間通して雇用すること。
- オ 研修生に対して研修指導者を置くこと。
- カ 事業終了以降も研修生が携わる業務を継続すること。
- キ 研修生に対する給与が最低賃金を下回っていないこと。ただし、研修生が障がい者であり、最低賃金の減額の特例許可を受けている場合を除く。
- ク 研修生を労働保険 (雇用保険、労働者災害補償保険) に加入させること。

(2) 研修生の要件

- ア 研修生は事業実施年度に新たに雇用を開始した者であること
- イ 集落営農法人への雇用開始時の年齢が原則 50 歳以上 67 歳未満であるこ

と。

ウ 事業終了後も当該集落営農法人での業務に従事する意思があること。

(3) 原則として、本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと。

2 県は事業実施主体が集落営農雇用実践計画（別記3（4）様式第1号）に基づいて研修生を雇用した場合に研修生1人につき年間60万円を上限として、最大24か月分の金額（120万円）を予算の範囲内において助成する。

助成対象経費は、集落営農法人等の指導者が研修生に対して、当該法人等での農業就業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための指導を行うことへの助成及び必要な各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費、受験料への助成などとする。

3 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業実施主体は助成金の全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情による場合はこの限りでない。

(1) 集落営農雇用実践計画に即した研修が行われていないと認められる場合。

(2) 集落営農法人の都合により研修を中止した場合（ただし、災害その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能になったこと又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）。

(3) 虚偽の申請等を行った場合。

第5 事業実施等の手続き

(1) 事業実施主体は、集落営農雇用実践計画書（別記3（4）様式第1号）を作成し、事業実施計画承認申請書（別記3（4）様式第2号）に添付して、市町村長、地域農業再生協議会長又は地域担い手育成総合支援協議会長（以下「市町村長等」という。）に提出する。

(2) 市町村長等は、事業実施主体から集落営農雇用実践計画書（別記3（4）様式第1号）の提出があったときには、事業実施主体が第4の1を満たしているかどうかを確認し、適当と認めたときには隠岐支庁又は各農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を経由して知事に提出する。

(3) 事業実施主体は、交付要綱第4に規定される重要な変更を行おうとするときは、(1)及び(2)に準じて行うものとし、事業実施計画変更承認申請書（別記3（4）様式第3号）に集落営農雇用変更実践計画書（別記3（4）様式第1号）を添付して提出する。

(4) 市町村長等が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第5に基づき、概算払請求書（様式第4号）をセンター等を経由して知事に提出するものとする。

(5) 市町村長等は、事業が完了したときは、交付要綱第6に基づき、完了報告（様式第5号）をセンター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。

(6) 本事業を実施した事業実施主体が、交付要綱第7により行う事業の実績報告は、事業実績報告書（別記3（4）様式第4号）を市町村長等に提出する

ものとする。

- (7) 市町村長等は、交付要綱第7に基づく実績報告書(様式第6号)を(1)及び(2)に定める事務手続きに準じ、知事に提出するものとする。

第6 経営状況等の報告

- (1) 市町村長等は、事業実施主体が、第4の3に該当した場合は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない(第4の3のただし書の規定に該当する場合を除く。)
- (2) (1)に該当する場合、市町村長等は事業実施主体に助成金の返還を求めるとともに、事業実施主体が返還を要する助成金のうち知事が市町村長等に交付した金額の全てを知事に返還しなければならない。
- (3) 知事は、必要に応じて、事業実施主体の経営状況等について市町村長等に報告を求めることができるものとする。